

# 特集

## 今年国際森林年 ～森林再生に向けた取り組み～

今年国連が定める国際森林年であり、まちづくり、環境問題においても森林は大きな役割を果たしています。折しも、政府は昨年11月に、今後の林政の在り方に関する最終取りまとめ「森林・林業の再生に向けた改革の姿」を公表しました。これに伴い、市町村森林整備計画や林政を見直す動きもたかまっています。今号の特集では、識者からの寄稿、都市自治体の事例紹介を中心に、これからの森林・林業再生、活性化のポイントについて考えます。

寄稿 1

### 新森林・林業政策と自治体の役割

岩手大学農学部教授、森林・林業再生プラン基本政策検討委員会座長、林政審議会会長 岡田秀二

寄稿 2

### 循環型社会における森林整備の在り方

東京農業大学地域環境科学部教授 宮林茂幸

寄稿 3

### 森から海への連環・森林認証で地域活性化を！

紋別市長 宮川良一

寄稿 4

### 森林が育てる市民の“わ”

犬山市長 田中志典

寄稿 5

### 神於山における自然再生の取り組みについて

岸和田市長 野口 聖

# 新森林・林業政策と自治体の役割

岩手大学農学部教授、森林・林業再生プラン基本政策検討委員会座長、林政審議会会長

おかだしゅうじ  
岡田秀二



## 序

平成23年度は「森林・林業再生プラン」元年である。4月以降、新たな森林・林業政策が本格的にスタートする。ここでは、これまでの政策とは異なり、市町村の役割が決定的に高まっている。「森林・林業再生プラン」の推進とその実現には、市町村の前向きな取り組みと政策主体としての内実形成が不可欠なのである。

周知のようにこの「森林・林業再生プラン」は、森林・林業関連分野の抱える問題解決のための政策にとどまらない、わが国全体の新たな国家構造の形成、すなわち低炭素循環型社会構築のための基軸戦略でもある。従って、市町村における「森林・林業再生プラン」の新たな関係の構築は、当該市町村にとってはもろろんのこと、広く国民全体の理解と協力の下に何としても進めなければならない重

要課題といえることができる。  
本稿では、わが国「新成長戦略」における「森林・林業再生プラン」の位置付けとその形成論理を確認した上、政策変更の主要な点に触れた後、市町村森林整備計画に期待される内容と市町村に期待される点について迫ってみたい。

## 「新成長戦略」における「森林・林業再生プラン」

ここ15～20年の間、わが国経済社会は停滞・後退を続け、先進国世界で唯一デフレの中に沈んでいる。これが政権交代の現実的背景であった。直ちに新政権は「元気な日本」復活をキャッチに、「新成長戦略」を明らかにし、抜本的政策転換に着手する。そこでの成長分野は、強みを生かす分野、フロンティア分野と、成長を支えるプラットホームからなるが、森林・林業分野、山村地域

の問題、そして川下の住宅問題はそのいずれにもかかわり、そこでの生産拡大と生産性向上、すなわち雇用とイノベーションは、ほかの成長分野との補完関係にもあり、決定的に重要なものとして位置付けられている。グローバル資本主義段階の今日においては、物づくりや工場生産物は、人口が多く市場に近い国々に産業の中心は移っている。先進資本主義国は、環境やグリーン分野、そしてライフサイエンス分野など自然エネルギー供給・エコ製品への置き換え・情報・サービス部門に徐々にその産業的重点をシフトせざるを得ないのである。

また、「新成長戦略」の政策運営は、いわゆる「第3の道」による。「第1の道」とは、ケインズ型とも福祉国家型とも言われるもので、経済部門に対してもいわゆる国家丸抱えの運営であり、多くの無駄と財政赤字を生んだ手法である。コンピュータ支配の情報・サービ

ス経済化段階においては「第1の道」は既に有効性を失っている。「第2の道」とは、「第1の道」への批判から市場原理による供給サイドに偏った生産性重視の政策運営である。しかし、多くの失業者を生み、さまざまな面での格差を拡大し、今日のデフレを招いたといわれる。「第3の道」はこうした失敗に学び、必要不可欠なセーフティネットは張りつつも、市場メカニズムをそのほかのガバナンス

とともに働かせ、また、これまでは近代化の阻害要因ともされてきた共同性や公的性格の主体および公共的なもののシステム上での機能にも新たな光を当てようとする。

「森林・林業再生プラン」の政策には、こうした論理が貫かれているのである。もちろん、「森林・林業再生プラン」は当面する10年間のミッションとしてまとめられていることから、そこには必ずしも「第3の道」が明確になっていない部分もあるかもしれない。しかし、「森林・林業再生プラン」の政策形成プロセスにおいては、そうした議論が間違いなく下地にあり、踏まえられていることを指摘しなければならない。

## 政策転換の特徴

さてそれでは、森林・林業政策のどこが変わるのか。ここでは主要点のみについて触れておこう。その前に、基本的問題状況とその点からの改革方向の確認である。わが国ではおおよそ1000万haにも及ぶ人工林中心の森林資源が利用可能段階を迎えている。しかし、生産体制の不備や経営体の育成が十分でなかったことから、施業放棄や無秩序伐採などの森林荒廃を招いている。これらに急ぎ対応すると同時に今後の成長戦略につなげるには、公益的機能の発揮とともに木材生産を担う森林経営構造をつくらなければならない。

川上と川下が分断的ではない木材の最終消費者までを含めた産業としての循環システムを構築し、10年後には木材自給率50%以上の実現を目指す。一方ではシステムのバランスある利益還元構造から山元での生活の維持と再投資が可能となる体制の構築を図る。

以上のことを重点に政策全体の抜本的見直しを行った。その上で当面10年間の改革の主要点は、①実効性のある森林計画制度を確立すること、②地域が主導的役割を發揮できるような森林計画制度とすること、③フォレストナーなどの人材を急ぎ育成し、制度システムが現場において機能する体制をつくること、に絞られたのである。

具体的内容のいくつかを列挙してみると、  
⑦伐採・更新の適切な施業実施を確保する計画制度にする、⑧面的まとまりの下に施業集約と路網整備の計画を持ち、効率的木材生産を実現する森林経営計画制度をつくる、⑨補助金や交付金は④の計画の作成とその実行主体に限る、⑤森林組合の役割は施業集約・合意形成などの本来業務を重点にし、地域の森林経営を担う組織体・事業体の育成に力を入れる、⑥路網の整備、林業機械作業システムを広く導入し低コスト作業を実現する、⑦原木ロットをまとめて川下につなぎ、資源利用率の向上を図る、⑧物流拠点間のネットワーク構築とIT利用の流通・在庫管理システム



# 循環型社会における森林整備の在り方

東京農業大学地域環境科学部教授

宮林茂幸



## はじめに

2010年9月に開催された名古屋でのCOP10(生物多様性条約第10回締約国会議)は、2008年のリーマンショックからの経済危機下における開催であった。議長国であるわが国からSATOCHISATOYAMAアジアチブを提唱し、生物資源の利用と利益配分(ABS)の国際ルールやSATOCHISATOYAMA自治体パートナーシップが結ばれたが、人類の暮らしと自然環境に関する基本的な枠組みについては先進国と途上国とのせめぎ合いの中で先延ばしとなった。産業革命以降一貫して経済効率至上主義を基に、生産力を拡大し続けてきた経済構造は、市場原理を優先しながら国際化を進め、急速な多国籍化や巨大な金融資本蓄積など、環境や市民生活を無視した企業優先の新自由主義経済を展開してきたが、ここ

にきて、自らの崩壊とともに、マイナス経済成長を余儀なくされるなど大きな転換期となっている。とはいえ、国際経済を巡る動向は、TPP問題に明らかのように、グローバルな新自由経済主義の台頭をより強く示す結果となっている。環境問題は何処吹く風ともいえる雰囲気にある。他方、わが国の経済政策は、政権交代によって生まれた民主党政権は、早くも鳩山内閣に代わって二代目の菅内閣となり、党内分離問題や党利党略による国会運営など国民生活無視で、2月に入ってから次年度予算の確定もままならず、国民経済をさらなる不況のどん底に陥れようとしている。

このような情勢下の中で、循環型社会に向けた具体的な活動の在り方、組織の在り方、ルールの在り方などについて構築する時代となっている。そこで、循環型社会における森林整備の方向について一私論を述べてみたい。

## 森林の機能と役割

都市自治体における森林は、一般に都市近郊林として位置づけることができる。都市近郊林とは、都市の市街地および周辺地域に存在し、住民生活と深く関わりのある森林として定義することができる。それらの森林は、かつては農家林としてや里山林として活用されていたが、1970年代からの都市化に伴って、林業地帯が低下する一方で、住宅地や工場用地などとして多様な開発が進んできたところである。現在は、木材生産というよりは都市生活に欠かせない、憩いの場やレクリエーションの場あるいは体験学習の場など多面的な利用としての要請が高い。特に、近年は健康や癒やしなど緑資源として重視される傾向にある。こうした中で、所有者からすると木材価格が大幅に下落しており、放置する森林が多く、時には、粗大ゴミの不法投棄等の場として荒廃することも少なくない。

の開発を推進する、⑦加工段階の技術開発により、品質と性能の確かな製品の安定供給を実現する、⑧木材・木質バイオマスの総合利用を実現する制度・システムをつくり、木材資源の利用促進を図る、⑨市町村行政を補完するフォレストナーをはじめ、経営計画の作成を担うプランナー、低コスト作業システムの実現を支援するオペレーターやフォレストマネージャー、さらには利用・流通のコーディネーターなどの人材育成に取り組む、などである。

以上の政策変化全体を森林政策の展開史に位置付けてみると、次のように言うことができる。本格的な育成林業段階を迎え、公益的機能の発揮を図りつつ、持続的林業経営を実現する産業政策への着手であり、単なる所有から経営へ、しかも面的整備を前提に、森林経営組織と川下の最終需要までが一体となって効率的なシステムを行動させ、物の循環、お金の循環、そしてかわるさまさまざまな主体の再生産を実現する、まったく新たな森林政策段階であると。そして、その象徴の一つが、市町村の役割重視である。次にその内容についてみてみよう。

## 市町村森林整備計画の重点化

市町村森林整備計画には、今後、所有者に対する地域としての主・間伐や保育作業な

どの独自基準を示すこと、路網ネットワークの全体像を明らかにすること、生物多様性保全のための留意点などを示さなければならぬ。さらには、森林を管理する上での取り扱いや目標とする森林の姿の違いを踏まえてのいわゆるゾーニングについてもおのこの市町村が責任を持つことになる。

また、市町村内森林の森林経営計画については、その認定権者であり、責任者であることから、作成の指導を含め、その遂行についても監督責任を負わなければならないし、森林経営計画が作成されない、いわゆる白地についても伐採や更新に関する届出制度や要問伐森林制度などによる適切な施策がなされるよう措置しなければならない。

計画の策定に当たっては、関係者との協働による作成が望ましいことから、多くの人が参加し、意見表明が可能となるように、合意形成のシステムについても構築する必要がある。こうした諸点を踏まえ、計画を有効なものにすべくフォレストナーが市町村行政に関与できる仕組みを導入したのである。また複数の市町村の共同による計画策定、あるいは県による支援や策定の委託という手法についても道を開いている。

ところが、少なくない人々から、林業専門の職員が極めて少ないかまったくいない市町村に、こうした森林管理の重要な役割

を担わせることについて声高な批判がある。しかし事実として、既に地方分権の潮流の中で市町村には域内森林管理の重要な権限が移譲されている。それを県や国に返上することはできないのである。もちろんのと市町村の役割重視はこうした消極的理由から決められたのではない。それは、森林整備における自治権形成のベクトルに立つものである。分権の論理からは、財政縮小下での仕事の押しつけというとらえ方しか出てこない。そうではなく、かつてはそれなりにあった自然管理に対する地域自治の地域への取り戻しなのである。地域主権と、言い直してもよい。わが国は山村に限らず、ほとんどの地域は山国である。林野の圧倒的存在が空間的特徴である。今日、自治の内容は人間社会に閉じることでは本質的なものとはいえない。自然との共生の論理があつてこそその循環型社会の構想である。市町村行政は地域におけるさまざまな情報を集積している。そこが森林取り扱いの必要条件なのである。

山村と森林・林業の再生のため、ひいてはわが国社会の循環型への不可欠の前提として、市町村森林整備計画の実質化に積極的に取り組むことを呼び掛けた。

木材生産機能をはじめ国土保全機能や洪水調節機能あるいは文化的機能など多面的機能が求められている。それらは美しい国土形成に繋がっている。

先人達は、自然＝森林からさまざまな現実を学び、生きるための「知恵」として育み、それを「知識」として継承し、地域特有の文化を形成しながら発展してきた。少なくとも江戸時代までは、自然を尊び、森林の恵みを賢く利用し、森林と共生する循環型の社会であった。それは封建的社会であるがゆえに、厳しい自然や階級社会の中で、国民の大半である農民は生きるために社会共同体を形成し、自然と共生する「技」を生み、「知恵」として育んできたといえる。温暖多雨で台風の常習地であることや地形が急峻であることなどから山地災害が多いわが国は、およそ1200年も前から「森を育てれば、森が山を守ってくれる」として、禁伐や留山としながら地域共同として皆で森林を大切に守り、山村文化を生んできた。正に、森林は、木材など林産物の供給基地に加えて、環境保全の最前線であり、都市生活に欠かせない大切な水とみどりの源であるとともに、「京都議定書」の優等生である。こうしてみると森林は地域住民をはじめ国民の共通財産であるといえる。

### 解体の危機にある林業・山村

森林は、わが国の資本蓄積のために、多様に活用されてきた。明治期の殖産政策の時代をはじめ、それ以降の資本主義の急速な発展は、生産力の拡大を経済政策の主眼とし、自然資本を大きく収奪することになる。もともと森林は農

な資源を掘り起こすとともに、それらが持つ機能や役割を再確認することである。一つには、かつて山村で営まれていた伝統的な行事や祭りごとなどの芸能・伝統工芸や今の時代に参考となる習慣や風習あるいは生業などを復活させることである。三つには、かつて山村(里山)で培われていた優れた文化、コミュニティ、健康的で、強健な生活スタイル、あるいは「自然からいただき、自然に返す」という自然と共生した関係など壊されたものを復権することである。

わが国は2002年の地方分権一括法の制定によって、中央集権的な制度から地方分権的な方向への改革が進められてきた。その最も大きな事業が「平成の大合併」であった。2003年の地域再生制度では、「国はあくまで地域からの提案などに対応して地域の支援策を制度化し、準備するだけである。地域はこの支援策を含んだ地域再生計画を策定し、国の承認を得た上で、地域の活性化事業を進めてゆくことになる」と要約されるように、地域からの提案事業を認定し、その事業を評価し、全国に展開するという仕組みになっている。とはいえ、その背景は、国家財政の破綻や長引く低成長経済からの打開を銘打った規制緩和による構造改革路線によって進められていることはいまでもない。すなわち、地元自治体や国民生活を無視した大合併や農業経営の企業参入(農業法人化)であり、PPPへの参入ということになる。

そこで山村や林業を再生するには、多様なセクターや企業とNPOなどの連携を深めながら住民総参加による継続的な事業展開が重要と

家林や薪炭林として利用されていたが、二度の世界大戦など度重なる戦争に伴って大量に伐採されるようになった。1950年代のオイル革命以降の高度経済成長においては、太平洋ベルト地帯を中心とする重工業化や新鋭重化学工業化による局地集中型の産業政策が進められた。その過程で自然共生型の伝統的な生産様式は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の資本主義的生産様式へと転換し、急速な都市化とともに高資本蓄積を実現するが、一方で、農山村の過疎や都市における度重なる森林開発によって過密や公害などの不均衡発展を生む結果となった。こうした急速な経済発展は木材価格の高騰を呼び、さらなる木材需要の拡大は、商社資本を中心に投資効率の高い海外の森林資源に向かった。その後、木材輸入は急速に拡大し、1961年に丸太輸入が自由化され、1980年代になると一次加工製品の輸入、1990年代には高次の製品が輸入されるようになり、現在は住宅そのものが輸入されている。国内の木材自給率は実に28%まで落ち込んでいる。当然、森林・林業に及ぼす影響は大きく、一つは、少子高齢化が進み、林業離れが相次ぎ、後継者不足となっている。このことは、不在村所有林を増加させ、集約的な林業や林道網の整備に大きな課題となっている。ちなみに、2010年現在の不在村所有林は私有林の24%となっている。二つには、1950年代に木材価格の高騰に支えられて植林された人工林の大半は、伐期となっているにもかかわらず、木材価格の大幅な下落から管理不足となり、昼なお暗く鬱閉し、地表に根が露出し、一寸した風になぎ倒される線香林な

なる。また、何よりも不在村所有林と化した森林を可能な限り、所有者の確定をすることである。不在村者の確定に当たっては、森林管理の義務を負わせるシステムを構築することである。わが国の森林は、小規模零細所有が特徴であり、小さな森林を分散的に所有しているケースが少なくない。したがって、健全な森林の整備を進めようするとき、不在村者が存在するとその森林は全く手をつけることができなくなる。結局、その森林から荒廃が進み、土砂災害に発展する可能性があるとすると、それはもはや所有者の管理責任といふべきである。不在村所有者自ら管理したり、親戚にお願いするなどしている場合はともかく、全く連絡が付かない場合は対処のしようがない。また、もし、不在村者が都市に住んでいるとなれば、都市と農山村あるいは企業を結びつけた参加型協働による森林管理の新たな展開にもなるだろう。

また、地域の多様なセクターが連携する総合産業化について検討する必要がある。もともと生産基盤の小さな山村の経営は、農畜林漁が複合的であったように基本的に複層形態にあった。環境ビジネスを組み入れた農林漁業・商工業・観光業などの一体的な総合産業システムを構築し、その上で特産品やブランド化あるいはNPOや企業との協働による地域内資本循環を構築することである。環境ビジネスとは、カーボン・ニュートラルやカーボン・クレジットあるいはバイオマス・エネルギーや新素材開発など豊富にある森林資源に対するニーズの高まりを意味している。この社会的要請は大きくなりつつある。

ど脆弱な森林となっている。そうした中で、三つには、森林の水源涵養機能、国土保全機能をはじめ本来あるべき諸機能を大きく失っている。四つには、森林資源が過熟しつつある中で、従来の構造物材利用から合板・集成材利用という木材利用の転換が進んでおり、長伐期林業に対する将来不安が少なくない。特に、2008年のロシアにおける大幅な木材関税の引き上げは、国内の合板や集成材原料の品不足を誘発し、国産材の生産量を高めているが、木材価格は依然として低迷している。また、国産材供給を高めるとする列状間伐などによる生産システムは、生産の効率性が向上する一方で、優等材の低級化、間伐による弊害があらわれている。五つには、林業が衰退する中で、伝統的な自然共生の山村の文化が解体しつつあり、森林を守る基本的な集落が消滅しつつある。など極めて深刻な事態となっている。このまま放置すると山村は、ゴーストビレッジと化し、崩壊だらけの危険な国土環境に変質することとなる。

### 森林・山村再生の可能性

みどり豊かな国土を守り、きれいな水と健康的な循環型社会を形成するためには、社会的共通資本である森林をみんなで守ってゆくシステムが必要である。そのため政策課題は、里山の経済的利用や新たな森林産業の創出とそのためインフラの整備であり、何よりも森林の整備や管理問題を環境政策や環境経済に内部化する必要がある。

そのためには、一つは、森林や山村の現状を再認識することである。すなわち、山村の豊富

### おわりに

2011年は、国連総会で決議された初めての国際森林年である。これは地球規模の環境問題と深く結びついており、美しい宇宙船地球号を守るための、最後の国際的運動展開として位置づけるものである。

私達の先祖は、森林を愛し、森林を守り、森林と共に生きてきた。それは正に森林を共通財産として位置づけ、地域の共同社会の中で一定のルールを持ちながら皆で守ってきた歴史である。今、私達は、先祖から借りた国土の67%の森林を、如何に健全な状態で、「みどり豊かな国土」として次の世代に還していくかが大きな課題であり、責任といえる。そのためには、まず、森林を知り、その森林から学び、育むことである。わが国の国際森林年のテーマは、「森を歩く」に決定された。今年の課題は、一人でも多くの人が森を歩き、暮らしの中に森を位置づけ、美しい森林づくり全国推進運動(フォレスト・サポーターズ)に参加して頂くことであり、企業、行政、NPO、大学などあらゆるセクターが参加した国民協働による森づくりを進めることが重要になってくる。

#### 参考文献

- 1 宮林茂幸編著『森林づくり活動の評価手法・企業の森林づくりに向けて』・林業普及協会・2009年3月
- 2 山村再生に関する研究会『山村の再生に向けて・環境・教育・健康に着目して21世紀を支える山村づくり』・2009年6月
- 3 西村清彦監修『地域再生システム論・現場からの政策決定時代』・東京大学出版・2007年10月
- 4 地域農林経済学会編『地域農林経済研究の課題と方法』・富民協会・1999年2月

# 森から海への連環・森林認証で地域活性化を！

紋別市長 宮川良一



## 紋別市のプロフィール

紋別市はオホーツク海沿岸のほぼ中央に位置し、総面積870・70km<sup>2</sup>の広大な行政区域の約8割を森林が占める、海・山・川・湖沼に囲まれた自然環境豊かな地域である。

本市の歴史は北海道内でも古く、1685年(貞享2年)に松前藩が海産物の交易のために開いた宗谷場所の出先、紋別御用所として開かれたのが始まりで、昭和の時代に入ってから、東洋一の産金量を誇った「鴻之舞金山」の発見や、北洋漁業などの一次産業を中心に発展し、昭和29年には紋別町、渚滑村、上渚滑村による合併で、北海道19番目の市として誕生し、最盛期には4万2000人を超える人口を有していた。

冬期になると沿岸に流水が押し寄せ、数カ月に亘り漁業活動ができなくなる厳しい自然環境の中でも基幹産業の水産業を中心に発展するなか、昭和46年からこの特異な環境を逆手にとり「流水を開発するまち」として「流水研究国際都市構想」を標榜する総合計画を初

めて策定し、今日までオホーツク圏の中核都市創りを進めてきた。しかし、本市を取り巻く社会背景は大きく変貌し、住友鴻之舞鉱山の閉山、漁業専管水域二百海里規制による減船、国鉄名寄本線および渚滑線が廃止されるなど、経済環境の著しい悪化は過疎化を招き、人口は2万5000人を下回るまで減少してきている。

## 緑の循環森林認証で地域おこし協議会の設立

現在紋別市は、「流水と大地の恵みを活かす」人が輝き躍動するまち「もんべつ」を都市像とする、第5次総合計画に基づき地域活性化のための施策を展開している。

豊富な漁業資源であるカニ、ホタテ、サケ、雄大な大地に生まれ生産される牛肉・牛乳など紋別産品の地域ブランド化を図り、観光産業などへの連係を見え取り組んでいる。

そんな中、平成15年に国内初のSGEC森林認証制度が発足し、行政区の8割を有する森林を活用し、森林認証を環境のブランド

として海や大地の恵みに繋げることができないかという思いを抱き、平成18年1月に地域林業関係者に留まらない市内各業界や網走支庁(現在のオホーツク総合振興局)、東京農業大学など23団体から成る「緑の循環森林認証で地域おこし協議会」を設立した。

地元製材会社である佐藤木材工業(株)の社有林の認証取得に始まった取り組みは、その後住友林業(株)社有林、紋別市有林、オホーツク中央森林組合が相次いで取得し、地域に最大の森林面積と素材生産量を有する「国有林と道有林」の認証取得も叶い、平成19年12月には紋別市を含む近隣7市町村から成る網走西部流域に、29万3000haの「日本最大の森林認証エリア」が誕生した。

川上の認証(FM認証)は進んできたが、併せて認証材を加工・流通させ認証製品として消費者に届ける川下の取り組み、いわゆる「認証林産物流通(分別・表示)認定事業体(COC)」を充実させることも同時に取り組みなければならぬ課題であった。

大手企業の社有林などハウスメーカーと直結するラインにある事業体は、早くからCOC取得が進んでいたが、一般住宅を建築する工務店・建築業者が取得して、はじめて地域の活性化に繋がるため、平成20年に北見地方木材協会が中心となり「北見地方SGECネットワーク(構成員34社)」がグループ認証を受け、翌年には紋別市においても建築事業体による「オホーツクSGEC建築推進ネットワーク(構成員12社)」が取得し、地域内の川上から川下まで森林認証を活用する体制は整ってきた。

こうした官民一体となった「緑の循環森林認証」が取得し、地域内の川上から川下まで森林認証を活用する体制は整ってきた。

## 地域おこしのための課題と取り組み

こうした官民一体となった「緑の循環森林



認証の森からオホーツク海を望む

認証で地域おこし」がスタートしてから5年目を迎えるが、国における森林再生政策の策定、国産材自給率の目標の設定や、持続可能な森林経営への後押しとともに、地球温暖化対策としての林業の役割が位置付けされるなど、本市の活動は、時宜を得た取り組みとして枝葉を挙げ、異業種分野との連携や地域間の交流事業の拡大へと加速度的な拡がりをみせている。

### ①一般民有林への認証の拡大

約30万haある認証面積の内訳を見ると、国有林と大企業有林が占めており、一般民有林が少ない。地域材として素材生産の半数を占めるカラマツ材の大部分は一般民有林が担っているため、安定した地域認証材の供給には一般民有林の森林認証取得が不可欠であった。

そこで、京都府の日吉町森林組合が進める「提案型集約施業」を参考に、地域民有林の森林の管理を担っている「オホーツク中央森林組合」と協議し、平成21年度に森林所有者の意向調査を実施したところ、隣接町村を含む361名1万9401haの森林認証取得の意向を確認し、平成22年度より2カ年で「管理者認証の取得」に取り組みむことになり、昨年12月には1年目の実績として約1万haの認証を取得した。今後は認証森林から産出される木材と他の木材との差別化が図られ、価格等認証のメリットの発現により、山に資金が還元されるような取り組みにしていかなければならない。

### ②地域の木材を地域で消費

そのためには森林認証材の利用拡大に向けて、まずは地域で認証材を使ってもらえる環境をつくる必要があるとあり、住民への普及啓発活動に取り組んだ。

平成20年7月、網走西部流域が日本一の森林認証エリアとなったことを記念して、洞爺湖サミットと時を同じくして、「森から海への連環を考えるシンポジウム」を開催した。世界的な環境意識の高揚と、森林が持つ二酸化炭素吸収機能への期待感も相まって、森林の持続可能な利用と保護を進める森林認証制度に着目した取り組みに、多くの市民の賛同を得ると共に、全国に向けた情報発信の礎を築くことができた。

具体的な地材地消の取り組みは、「オホーツクはまなす農協」が計画していた哺育・育成牛舎群への使用から始めた。約6haの建設用地に10棟の牛舎とほかに堆肥舎などの管理施設を平成20年度から建設しており、昨年度までに地域のカラマツ認証製材1000m<sup>3</sup>以上が使用され、コスト面はもとより、木材が織り成すさまざまな効果を十分に発揮する施設として、林業白書にも取り上げられるなど、全国に向けて紹介された。

現在、市では森林認証による街おこしを進める為に「SGEC森林認証材利用推進取組方針」を制定し、公営住宅の建設等公共施設への積極的な木材利用を後押しすると共に、民間住宅建設促進に向け一般住宅への助成事

# 森林が育てる市民の「わ」

いぬやま  
犬山市長

たなかゆきのり  
田中志典



## 「和を以て貴しと為す」

これが、平成18年に市長として就任して以来の市民に対するメッセージで、この精神を今回2期目にあたって具体化したものが、まちの将来像を「人が輝き 地域と活きる」のまわりのまち 犬山」と掲げて新しく策定した「第5次犬山市総合計画」である。「人が輝き」とは、健康で生きがいをもってゆとりある快適な暮らしを送る姿。「地域と活きる」とは、ふれあいや支え合いが定着し、活発な地域活動が展開されている姿。そして、「まわりのまち」とは、市民同士、市民と行政、市民と来訪者などが相互の心のつながりを大切にして歴史・文化・自然などのまちの個性と都市の活力を兼ね備えた魅力あるまちを次世代につないでいく姿をあらわしている。

地方分権一括法の制定以来、自らの選択と責任において地域運営を行うことが求められているが、先が見えない経済情勢の中で地方

業を創設し、地材地消に向けた地域での体制づくりを図るなど、国の「公共建築物木材利用促進政策」をいち早く地域認証材により進めてきている。

③豊かな地域の木材を都市部で活用

一方、5万㎡を超えるCO2認定事業者(製材工場など)が生産する認証製材の多くは、道外や札幌圏が最終消費地となっているが、広大な森林認証材から産出される認証材の多くは、そのラベルが貼られることなく流通している現状から、都市部への認証材の販路の拡大を最大の目標として取り組むことが、森林認証での地域活性化には不可欠である。

一昨年までは、地域に多くの認証森林を保有する住友林業(株)が、札幌圏を中心に地産材をふんだんに使用した認証材を使った住宅を建設し、昨年からは、広葉樹の間伐材を活用した「紋別の森」と名づけた家具の製造も始まった。また首都圏においては、東京都港区で本年2月9日に開催された「みなと森と水サミット」において、全国の24の区市町村と連携する「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結し、オホーツク産認証材の普及・拡大に向けた取り組みを進めている。



SGECカラマツ材の牛舎

## 森から海への連環を地域活性化に繋げるために

このように、紋別市を中心とする森林認証による地域活性化の取り組みが目され、急速な展開を見せているのは、世界規模での環境保持に取り組まなければならない時代の潮

港区は、日本の森林再生と地球温暖化防止を目的とした「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」を立ち上げ、区内の建築物へ国産材利用の促進に取り組んでいる。当面は田町駅東口に建設する公共施設を試行事業とし、山林を有する山間部の木材を利用して都市部住民が応援する制度の確立に向け、今後も継続した国産材の利用を計画しており、オホーツク紋別からは「吸収の森紋別から固定の森港区へ」を謳い、積極的に連携して、普及拡大に取り組んでいきたい。

また本市では、水産業についても帆立や鮭などの国際漁業認証MSCの取得やHACC P対応型の施設整備を目指すことで、安心・安全な物作りを進めており、国際森林年を迎える本年も更に「緑の循環森林認証で地域おこし」を推進し、これら諸々の取り組みとの相乗効果による恒久的な地域の発展を目指し取り組んでいきたい。

流によるものと思われる。しかし、本市の林業・林産業の取り組みは、あくまでも、川上から川下まで持続可能な木材生産活動を基盤として、循環する森林経営を背景に、より厳しい基準で乾燥された木材製品を提供し、信頼と安心・安全の「オホーツク産・認証材」としての地域材ブランドを構築することが最も大切なことだと考えている。

またこれらの取り組みと並行して、平成22年3月に環境省と林野庁が進める間伐促進型森林JVERクレジットを取得した。昨年10月に名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)のオフセットに使用されたほか、森林JVERによるカーボンオフセットが縁結びとなった、全日空との「環境と交流のまちづくりパートナーズ基本協定」がこの2月に締結され、ANAの森づくり事業をとおして、羽田・オホーツク紋別空港直行使の利用を促進するとともに、観光・交流事業の拡大が街の活性化に繋がるものと期待している。

濃尾平野の頭頂部にあたる市の東半分は、豊かな緑が映える標高130～250mほどの丘陵地が占めている。市の面積7497haのうちの約46%、3423haを森林が占め、このうち国有林が1203ha、民有林が2220haで、民有林のうち442haは東京大学演習林が占めている。縄文、弥生時代から木曾川流域の特性を活かした小集落により稲作が行われ、地域の中心的な役割を果たしていたことをうかがわせる多くの古墳群も点在している。戦国時代には織田氏の所領となり、1537年に犬山城が築城されてから急速に成長し、戦災も免れて現存する最古の天守を有する国宝を仰ぐ城下町として発展してきた。その後、近年の交通環境の変化や地域の高齢化などにより町の活力が失われた時期もあったが、現在は市民が主体的に歴史のまちなみ保存に取り組み、電線類地中化や電鉄会社との共同キャンペーンなどともあ

財政も依然厳しい状態が続いており、少子高齢化や人口減少などの多様な課題への早期の対応もさらに必要となっている。将来人口の推計では、平成23年度をピークに人口減少に転じる見込みで、さらに人口構成も平成21年度人口7万5850人のうち65歳以上が22.3%であったものが、目標年度の平成34年度には29.3%となると見込まれている。昭和49年の第1次総合計画の策定以来、丘陵地の豊かな自然資源は、まちの魅力やくらし、文化を支えるキーワードとなってきたが、国際森林年を迎えて、高齢化などによる林業経営の困窮に伴う荒廃への対応や先人が育んできた森林環境を市民の宝として後世に引き継いでいくためにも、住民との協働は欠かせないキーワードとなっている。

## 犬山市の概況

犬山市は、愛知県の最北端、名古屋市から25kmに位置し、豊かな木曾川扇状地の恵みを



国有林での間伐実習

これらの活動をさらに充実させ、環境学習フィールドとして、また、環境保全型整備のモデル森林として利用するために、国有林や東京大学演習林との間に協定を締結している。国有林については八曾自然休養林の湿地を含む36haを平成13年度に

### 国有林や東大演習林での実践

講座修了生が中心となってNPO法人犬山里山学研究所を設立した。昨年10月に開催された生物多様性条約第10回締約国会議のパートナーシップ事業として開催した「第19回湿地サミット」では、企画から現地整備、当日の進行や現地案内などのほとんどをNPOを中心とするボランティアが運営し、活動の質の高さを内外に示すことができた。

また、森林の持つ癒やしと潤いのある環境整備を図るため、平成19年度に「犬山さくらねっとうおおく構想」を策定した。この計画は、市の花でもある桜と秋の風物詩のモミジを中心に森林や河川、公園などの拠点ネットワーク化による遊歩道整備を行い、歩いてめぐる健康づくりの環境整備を行うというものである。市内には既に2500本を超える桜並木があり、樹齢も50年を超える老木化が進んでいるため、今後の管理方法も含めて市民や事業者が中心となった組織づくりを図っており、さらに長期的には近隣市町との連携をも視野に入れた広域的な桜・モミジ回廊の整備を目標としている。

これらの整備の担い手をこれまでのボランティアの枠を超えて専門的な指導・実践者として育成するために、平成22年度から「里山自然学校」を開講し、さらに23年度からは、子ども向け講座の専門化により、新たな若年層の

### 健康市民の森づくり

「ふれあいの森管理協定」として締結し、間伐や散策道整備、湿地生態系保全等を。東大演習林とは、平成15年に「地域交流協定」を締結し、シンポジウムなどの学問的な交流に加え、犬山里山学センター付近の研究林でエコアップリーダーによる歩道整備が行われ、里山学センターや市民健康館の来館者などの学習フィールドともなっている。

昨年、湿地サミットで提案された「サミット宣言」では、湿地や希少動植物に関する地域住民との情報共有や採取禁止、活動支援などについての提案がされ、約200名の参加により採択された。5年後と目標を定め、行政と市民が協働で保全に取り組むことを宣言した画期的なものとなった。昨年の国際生物多様性年から引き継いで、平成23年の国際森林年が実施されることは、人間の営みと生命のつながり、自然の管理を住民が自らの問題として考えていくためにも極めて重要な意味を持つと考えられる。犬山市としても「国際森林年」にあたり、豊かな森林を、さらに市民と一緒に育てていくためにも極めて重要な意味を持つと考えられる。犬山市としても「国際森林年」にあたり、豊かな森林を、さらに市民と一緒に育てていくためにも極めて重要な意味を持つと考えられる。犬山市としても「国際森林年」にあたり、豊かな森林を、さらに市民と一緒に育てていくためにも極めて重要な意味を持つと考えられる。

### 国際生物多様性年から国際森林年へ

リーダー育成を図る予定である。また、東大が平成18年度から「国立大学法人」となったことで、大学の研究の場所としての位置づけを高めていることから、従来の共有林の利用から健全な森林育成や教育のための学術的な交流の場に転換していくことも必要とされている。去る1月30日に東大と共同で開催したシンポジウムでは、健全な森林整備を森林所有者と行政、市民が協働で進めることの重要性とこの貴重な連携関係を活かして森林管理にあたる必要性を感じた。



丘陵地上空から入鹿池、尾張富士を望む

東部丘陵地に広がる国有林は、「自然休養林」としてキャンプ場や自然散策道が整備され、平成の名水百選として指定を受けた「八曾滝」とも併せて、多くの人の保健・保養の用に供されている。東京大学演習林は、山の荒廃を復旧するため知事の依頼を受けて大正11年に東京大学が購入したもので、このうち、塔野地区(268ha)に隣接する地域は、市の「健康福祉ゾーン」として指定されて「市民健康館さくら・さくら」「犬山里山学センター」などが立地し、来館者の散策や自然観察、市民の森林体験の場として利用されている。また、この丘陵地を南東から北西に縦断する東海自然歩道、全長24.3kmが整備され、年間約1万7000人が自然の中での保養を求めて訪れている。

### 復元された森の状況

東部の丘陵地には46カ所の古窯が確認されており、現在の犬山焼につながる陶芸文化が栄えていたことがわかる。瀬戸や美濃などと同様に材料となる良質の粘土と豊富な薪材が好条件となったようだが、そのために過度の伐採や採掘が繰り返され、江戸末期から昭和初期にかけて丘陵地の大部分ははげ山化した。明治元年に死者941人という未曾有の被害を出した「入鹿切れ」も、はげ山によって保水力を無くした山地からの大量の雨水が一度に入鹿池に流れ込んだことが大きな要因と言われている。戦後に、地域住民が国や東大と一緒に植林工事を行い、その後、国定公園や保安林などの法規制により厳格に守られて現在の豊かな緑が形成されている。しかし、このように復元された緑も、スギ・ヒノキの人工林は腐葉土の蓄積が少なく雨水の貯留機能も充分ではないため、丘陵地に接した農村集落や山腹を造成した住宅地では、表層崩れによる土石流の危険にさらされることも多くなっている。平成12年に発生した東海豪雨では、山崩れによって家屋全壊1棟、半壊2棟、一部損壊2棟という被害も発生した。また、昨年7月の豪雨では、入鹿池の満水時期と重なったこともあり、オーバーフローした水が新郷瀬川に流入して破堤3カ所、越水5カ所、法面崩壊31カ所などの被害が発生し、治山・治水管理の重要性が見直さ

れると共に、健全な森林育成を図る過程で地域住民の防災意識向上の必要性を痛感した。さらに、森林や街路樹による被害も増えてきている。植樹後50年を超えた老木の落枝事故が年に複数回発生し、高齢化により森林管理の人材不足で手入れの行き届かない民有林では、従来のマツ枯れに加えて平成18年度からはナラ枯れによる枯損も多く、特に道路沿いの比較的大きな樹木に見られ、倒壊の際の危険防止や景観上からも早期の対応が求められるようになってきている。

### 森を守る市民

#### 市民ボランティアの養成

このように、豊かではあるが少し管理を怠ると脅威にもつながる森を、市民の誇りとして引き継いでいくためには、市民全体のマンパワーが必要となっている。平成8年に愛知県が「自然環境保全整備事業」ピオトープ型」というため池周辺整備事業を実施することになった際、整備後の自然生態系に配慮した管理を地域住民自らが行っていくという趣旨で、平成10年から「エコアップリーダー養成講座」を開講した。当時の自然保護審議会の学識者が講師となって指導にあたり、年間10回の座学と現地での講座を行い、21年度までに322名の修了生を出している。平成18年には、これらの活動を支え、自然研究と環境教育拠点とするため「犬山里山学センター」が設置され、同時に環境審議会委員と

# 神於山における自然再生の取り組みについて

岸和田市長 野口 聖



## 里山としての神於山保全の経過

岸和田市は大阪湾に面し、和泉葛城山の山頂で和歌山県に隣接している。その海から山に続く市域のほぼ中央部に標高296・4mの独立峰である神於山がある。山の南側は急な地形であるが、北側はなだらかで谷が多く見られ、その谷から流れる石谷川、大谷川が岸和田の中央部を大阪湾へと流れる春木川の源流である。一つの行政区だけで源流から河口まで続く川は大阪府では珍しい。

「水」の源であるこの山は、古代から「神のおわす山」・「神の於わす山」・「神於山（このやま）」と呼ばれ、周辺には意賀美神社や神於寺など多くの社寺がある信仰の山でもあった。

また、人里に近い神於山に人々が薪や木材、落葉の堆肥、きのこなどの山の幸を求めて山に入り、きれいな里山を維持してきた。しかし、昭和30年頃からの化石燃料や化

学肥料の普及で、薪や落葉堆肥が不要になってきた。また木材やタケノコ、みかんなどの安値、農業の人手不足が重なって山に人が入らなくなり、ゴミが不法投棄され、竹林が繁茂、神於山は著しく荒廃してしまった。

このような中、本市では平成10年3月に「岸和田市環境計画・神於山保全プロジェクト」を策定した。その内容は、春木川の源流で、岸和田市のランドマークである神於山を保全し、自然とふれあい、ボランティアの参加の場として市民と行政が協働して活動することを旨とするものであった。

平成15年9月に「神於山及びその周辺の自然環境を保全・回復するとともに、森の産物を資源として活用し、豊かな里山として蘇らせ、地域の活性化を図る」ことを目的に、神於山に関係する地域住民、ボランティア、企業、行政などが集まり「神於山保全活用推進協議会」（以下、「協議会」という。）を設立した。

このように地元住民やNPOだけでなく、事業者の社会的活動の一環として里山保全活動の場を提供できたことは非常に意義深いものであると思っている。

また、里山保全活動を継続していくためには広く一般市民の理解や協力が必要不可欠であると考えている。そのため本市では、一般市民に山の現状を知ってもらうために、みどりの日に神於山ハイキングを実施し、新緑の頃の里山の自然に親しんでもらっている。このハイキングの時に参加者にはゴミ拾いも同時に行ってもらっているが、近年は落ちているゴミの量も少なくなってきた。里山環境の保全ということが市民や山の利用者浸透してきたことがよく分かる。さらに、地元小学校による教育林（修斉小学校どんぐりの森）の保全活動が年間を通して実施されている。生涯学習部局による親子で山に親しみ、山の四季の移り変わりを体験してもらっている通年講座も好評である。

協議会としては秋の実りの時期に、神於山

平成14年12月に、失われた自然環境の再生を目的とした「自然再生推進法」が成立し、協議会はこの法律に則り平成16年10月に「神於山地区自然再生全体構想」、平成17年6月には「神於山地区自然再生事業実施計画」を策定、環境省の承認を受け、自然再生事業を開始した。

協議会では「森・川・海のつながり」「人と自然・人と人とのつながり」「里山とまちのつながり」を自然再生全体構想の理念として掲げている。

## 市民参加型を目指して

～岸和田市の取り組み～

私は、「対話と協調」を政治信条とし、市民参加型の市政の実現に取り組んできた。その一つが神於山における市民参加型プロジェクトの発展である。

具体的には、ボランティア団体との協働の推進である。神於山におけるボランティア団

まつりを山頂付近に会場を設けて開催している。駐車場のない場所でありながらも、毎回1000人近い市民が神於山まつりに参加し、自然にふれあっている。

このような継続的な啓発活動が、山の自然を守る原動力となっているのである。

## 神於山保全活動の特徴

～官民協働～

神於山保全活動の大きな特徴の一つは、多様な団体が活動に参加していることである。しかし、各団体が個別に動くのではなく、その活動はすべて協議会に報告されている。

協議会の構成員は、①地域住民団体②NPOやボランティア団体③森林所有者④農業者⑤林業者⑥漁業者⑦行政⑧CSR活動を実施している事業者となっている。

本市からは各部署がそれぞれの立場で神於山保全に積極的に関与している。協議会には大阪府、岸和田市などの自治体をはじめ、国からも、環境省や林野庁などにも参加していただいている。

具体的には、環境省は、指標生物調査などを実施し、神於山における生物種の保全の基礎データの蓄積を図っていただき、林野庁については保安林事業を実施し、神於山の森林の保全に努めていただいた。

このように神於山に関係する多種多様な団体が自然再生に協力して取り組んできた。



神於山全景写真

これは、協議会という場が設定され、会員が対等の立場で話し合いながら進めることができたことが大きな成果につながったと考えている。

本市には、だんじり祭の伝統もあり、このように多様な団体が集まり、共通の目的に向かって事業を実施する気質がある。



丸太階段づくりに励むボランティア団体

神於山の保全活動は、市外においても知名度が高い。市民が考える以上に、官民協働のまちづくりの風土が評価されていることについて、私は岸和田市民の一人として誇りを持っている。

### 新たな自然との共生のかたちを求めて

以上のように多様な人や団体が里山保全に参加するようになったが、活動が進むにつれて新たな問題が生じている。

荒廃した自然が整備されてきて、活動を継続するために、単なるイメージではない詳細な規約としての活動指針が必要となってきたのである。

分かりやすく言えば、里山とは何か？ 保全すべき里山とはどういったものを指すのかについて、みんなで共通のルールを作ろうということである。

単に里山を保全すると言っても、その最終形態として何を指すのが難しい。過去の山の形態を追い求めて、昔に戻せば良いというものではない。何故ならば、昔と今とでは人間の里山に対する関わり方が違うからである。古来の里山は、ホームセンターの如くエネルギーも含めた生活必需品の揃う場であった。しかし、今や里山にそういう機能を求め

る必要はなくなった。

山への関わりが希薄になったために放置竹林などの問題が発生したのであるが、里山保全の努力によって荒れた山も徐々に整備されてきた。次は、この里山を今後どのような山にするかが、問われるようになってきたのである。例えば、植林するにしてもどのような木を植えるべきなのか、古来の山に戻すために在来種だけを植林するのか、それとも現状の環境に基づいて植林すべき木を新たに決めるのか、などを考えていく必要がある。協議会としては、昨年よりそのような新しい山のデザイン作りに着手した。本市は、協議会会員としてその策定に大きく関わっている。

また、今年の3月に神於山の麓に、地元JAを事業主体とした農産物などの直売所施設が完成する。これは、私が推進してきた（仮称）道の駅構想の一部である。麓にこのような施設が誕生することにより神於山に対する市民の関わりが大きく変化すると思われる。

国際森林年の節目の年に、岸和田市が推進してきた事業が大きな転換点を迎えることを喜ばしく思うとともに、今後とも地域の特性を生かした官民協働の手法により、里山を中心とした自然と人間との関わりについて尽力していきたいと考えている。